

法律士業のためのコロナメンタル支援ヒント集⑯

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「公認心理師と臨床心理士はどこが違うか？相談を受けるためにはどこにアクセスすればいい？」

法律士業とはいえ、相談を受けていけば「これはうちではない！」というものもあります。コロナの影響で相談が個別化され、他の機関にふることもあるかと思います。

まずは、「公認心理師」と「臨床心理士」の違いです。

公認心理師・・・日本で初の心理の国家資格。平成 27 年、公認心理師法施行。試験は今まで 2 回開催された（3 回目はコロナのために延期）。5 回目までは暫定措置期間で、講習などを経て、受験資格がある。
公認心理師以外は民間資格です！

臨床心理士・・・民間の心理資格。原則、大学院卒業を条件とする。1988 年に免許番号 1 号が誕生した。医療、教育、司法、産業、福祉の 5 分野。医療と教育で 8 割の就業。産業は 4 %に満たない。

よって、公認心理師＝臨床心理士ではありません。公認心理師の中には臨床心理士ではない方もいます。

臨床心理士にアクセスしたい場合は

一般社団法人・日本臨床心理士会

「臨床心理士に出会うには」を参考にしてみてください。

<http://www.jsccp.jp/near/>

☆☆☆

文責：中條幸子（公認心理師・社会保険労務士）

☆☆☆少しでも皆様の日々の対応にお役に立てれば幸いです。随時、情報を出していきます

☆☆☆